

瀬戸市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 26 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 3 号

瀬戸市職員定数条例の一部を改正する条例

瀬戸市職員定数条例（昭和 36 年瀬戸市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定数) 第 2 条 職員の定数は、次の各号に定めるところによる。 (1) <省略> (2) 地方自治法第 172 条第 3 項に規定する職員のうち市長の補助機関たる職員 <u>535 人</u> (3) 地方自治法第 172 条第 3 項に規定する職員のうち地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 15 条に規定する企業職員 <u>39 人</u> (4)から(11)まで <省略> 2 及び 3 <省略>	(定数) 第 2 条 職員の定数は、次の各号に定めるところによる。 (1) <省略> (2) 地方自治法第 172 条第 3 項に規定する職員のうち市長の補助機関たる職員 <u>550 人</u> (3) 地方自治法第 172 条第 3 項に規定する職員のうち地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 15 条に規定する企業職員 <u>40 人</u> (4)から(11)まで <省略> 2 及び 3 <省略>

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。